

## 指定地域密着型通所介護事業所 運営規程

デイサービス言葉のかけ橋  
有限会社 言葉のかけ橋

(事業の目的)

### 第1条

この規定は、有限会社言葉のかけ橋が開設する指定地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態にある高齢者等（以下、「要介護者」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

### 第2条

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の従業者は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

### 第3条

地域密着型通所介護を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次の通りとする。

- 一. 名 称 デイサービス言葉のかけ橋
- 二. 所 在 地 岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目13-15
- 三. 事業単位 1単位
- 四. 定 員 18人

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

### 第4条

主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一. 管理者1人以上  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二. 生活相談員1人以上  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。
- 三. 介護職員2人以上  
介護職員は地域密着型通所介護の提供にあたる。

四. 機能訓練指導員 1 人以上

機能訓練指導員は機能の減退を防止するための訓練を行うとともに自らも地域密着型通所介護の提供にあたるものとする。

五. 看護職員 1 人以上

看護職員は健康状態の管理を行うとともに自らも地域密着型通所介護の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一. 営業日

月曜日から金曜日まで（祝祭日営業）とする。但し、夏季休業：8 月 13 日～8 月 17 日、冬季休業：12 月 29 日から 1 月 3 日を除く

二. 営業時間

午後 9 時から午後 5 時までとする。（サービス提供時間帯は午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分まで）ただし、時間延長は営業時間の範囲内で行う場合がある。

(サービス提供の留意事項)

第 6 条

指定地域密着型通所介護留意事項は次の通りとする。

- 一. 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、次条第 1 項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 二. 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三. 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 四. 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第 7 条

管理者は利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成するものとする。

2. 管理者は上記の地域密着型通所介護計画を作成したときは、利用者又はその家族に対しその内容等について説明するものとする。
3. 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、すでに居宅介護サービス計画が作成されている場合にはその内容に沿って作成するものとする。
4. 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画にしたがったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料等)

## 第8条

指定地域密着型通所介護の内容は次の通りとし、指定地域密着型通所介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 一. 送迎
  - 二. 機能訓練
  - 三. 食事の提供
  - 四. 入浴
  - 五. その他必要な介護
2. その他の費用として次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- 一. 食費（おやつ代込） 750円
  - 二. おむつ代 実 費
  - 三. その他日常生活上の便宜に係る費用 実 費
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

## 第9条

通常の事業の実施地域は、盛岡市（旧玉山村を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

## 第10条

サービスの利用に当たって、主治の医師から指示事項等がある場合には申し出ること。

2. 利用に当たって、体調不良等によって地域密着型通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(衛生管理等)

## 第11条

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。
- 四. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

## 第12条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策

定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

#### 第13条

指定地域密着型通所介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常時対策)

#### 第14条

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

#### 第15条

事業所は、通所型サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずることとする。

2. 提供した通所型サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供した通所型サービスに関する苦情に関して岩手県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに岩手県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導助言に従って必要な改善を行う。
4. 提供した通所型サービスに関する利用者からの苦情に対し、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が行う事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

#### 第16条

利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
4. 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずる。

(個人情報)

#### 第17条

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱い

に努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

#### 第18条

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント対策を行う。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の行為は組織として許容しない。

- 一. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 二. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 三. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となる。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
3. 事業所において、従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修を定期的実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めることとする。
4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

#### 第19条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 一. 虐待防止のための指針の整理
- 二. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 三. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

#### 第20条

事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制を整備する。

- 一. 採用時研修を、採用1ヵ月以内に行う。
- 二. 採用後研修を、年1回以上実施する。

2. 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定めるほか、運営に必要な事項は有限会社言葉のかけ橋取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規定は、**平成 28 年 4 月 1 日**から施行する。

変更 **平成 30 年 5 月 1 日**から施行する。

変更 **令和 6 年 4 月 1 日**から施行する。

変更 **令和 6 年 9 月 1 日**から施行する。

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所  
運営規程

デイサービス言葉のかけ橋  
有限会社 言葉のかけ橋

(事業の目的)

第1条

この規定は、有限会社言葉のかけ橋が開設する介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス(以下「通所型サービス」という)の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態及びそれに準ずる状態にある高齢者等に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の従業者は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次の通りとする。

- 一. 名 称 デイサービス言葉のかけ橋
- 二. 所 在 地 岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目13-15
- 三. 事業単位 1単位
- 四. 定 員 18人

(主たる事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

主たる事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一. 管理者1人以上  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二. 生活相談員1人以上  
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。
- 三. 介護職員2人以上  
介護職員は通所型サービスの提供にあたる。

#### 四. 機能訓練指導員 1 人以上

機能訓練指導員は機能の減退を防止するための訓練を行うとともに自らも通所型サービスの提供にあたるものとする。

#### 五. 看護職員 1 人以上

看護職員は健康状態の管理を行うとともに自らも通所型サービスの提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

#### 第 5 条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

##### 一. 営業日

月曜日から金曜日まで(祝祭日営業)とする。但し、夏季休業：8月13日～8月17日、冬季休業：12月29日から1月3日を除く

##### 二. 営業時間

午後9時から午後5時までとする。(サービス提供時間帯は午前9時15分から午後4時30分まで)ただし、時間延長は営業時間の範囲内で行う場合がある。

(サービス提供の留意事項)

#### 第 6 条

指定通所型サービス留意事項は次の通りとする。

- 一. 指定通所型サービスの提供にあたっては、次条第1項に規定する通所型サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 二. 通所型サービス従業者は、指定通所型サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三. 指定通所型サービスの提供にあたっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 四. 指定通所型サービスは、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要支援者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(通所型サービス計画の作成)

#### 第 7 条

管理者は利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。

2. 管理者は上記の通所型サービス計画を作成したときは、利用者又はその家族に対しその内容等について説明するものとする。
3. 通所型サービス計画の作成にあたっては、すでに居宅介護サービス計画が作成されている場合にはその内容に沿って作成するものとする。
4. 通所型サービス従業者は、それぞれの利用者について、通所型サービス計画にしたがったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

(指定通所型サービスの内容及び利用料等)



## 第8条

指定通所型サービスの内容は次の通りとし、指定通所型サービスの利用料は各保険者が定める第1号事業基準額によるものとし、当該指定通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 一. 送迎
  - 二. 健康チェック
  - 三. 機能訓練
  - 四. 食事の提供
  - 五. その他必要な介護
2. その他の費用として次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
    - 一. 食費（おやつ代込） 750円
    - 二. おむつ代 実 費
    - 三. その他日常生活上の便宜に係る費用 実 費
  3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

## 第9条

通常の事業の実施地域は、盛岡市（旧玉山村を除く）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

## 第10条

サービスの利用に当たって、主治の医師から指示事項等がある場合には申し出ること。

2. 利用に当たって、体調不良等によって通所型サービスに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（衛生管理等）

## 第11条

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 四. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

## 第12条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策

定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

#### 第13条

指定通所型サービスの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常時対策)

#### 第14条

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

#### 第15条

事業所は、通所型サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずることとする。

2. 提供した通所型サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
3. 提供した通所型サービスに関する苦情に関して岩手県国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに岩手県国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導助言に従って必要な改善を行う。
4. 提供した通所型サービスに関する利用者からの苦情に対し、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が行う事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

#### 第16条

利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
4. 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずる。

(個人情報)

#### 第17条

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第18条

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント対策を行う。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の行為は組織として許容しない。

- 一. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- 二. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- 三. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となる。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
3. 事業所において、従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修を定期的実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めることとする。
4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 一. 虐待防止のための指針の整理
- 二. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 三. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

第20条

事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一. 採用時研修を、採用1ヵ月以内に行う。
- 二. 採用後研修を、年1回以上実施する。
2. 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定めるほか、運営に必要な事項は有限会社言葉のかけ橋取締役と事業所の管理者の協議

に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

変更 平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

変更 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

変更 令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

## 地域密着型通所介護重要事項説明書

### デイサービス 言葉のかけ橋

有限会社 言葉のかけ橋

#### 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話：019-651-1017

担 当：佐藤 誠一

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

#### 2 当施設の概要

##### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	デイサービス 言葉のかけ橋 有限会社 言葉のかけ橋
施設所在地	岩手県盛岡市中ノ橋通1-13-15(〒020-0871)
介護保険指定番号	0370102436
サービスを提供する対象地域	盛岡市（玉山区を除く）

※ 上記地域以外の方でもご相談ください。

##### (2) 同事業所の職員体制

令和6年4月1日現在

職種	常 勤	非常勤	計
管理者	1名※		1名
生活相談員	3名※		3名
機能訓練指導員	2名※	2名	4名
看護職員		3名	3名
介護職員	4名 (3名※)		4名

※ 事業所内他職種と兼務

### (3) 設備概要

定員	18名	静養室	1室
機能訓練室兼 食堂	58.1㎡	相談室	1室
浴室	あり	送迎車	3台

### (4) 営業時間

月～金曜日 (祝日営業)	午前9時00分～午後5時
-----------------	--------------

※ 土・日曜日および以下の休業日はお休みです（変更となる場合があります。）

夏季休業 8月13日～16日 冬季休業 12月30日～1月3日

## 3 サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「地域密着型通所介護計画」を作成し、次のようなサービスを提供します。

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。送迎エリア外の利用者にご相談ください。
- ② 食事：調理員が作成する献立を提供いたします。また、口腔機能に合わせた食事形態で提供します。治療食等にご相談ください。
- ③ 入浴：個浴にて行います。
- ④ 機能訓練：介護計画に沿って、機能訓練室等において体力や機能の低下を防ぐため、および日常生活に必要な基本動作訓練等を行います。
- ⑤ 趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。
- ⑥ 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

当事業所と利用者との間での契約後、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

### (2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
サービスを終了する日の**1週間前**までに文書でお申し出ください。
- ② 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・ 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合

- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ③ その他
- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により当事業所を閉鎖または縮小する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・ 利用者がサービス料金の支払を**1ヶ月以上遅延**し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず**15日以内**に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により**3ヶ月以上**にわたってサービスが利用できない状況であることが明らかになった場合、または利用者やご家族等が当事業所や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## 5 当デイサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

事業の実施にあつては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。施設の持つ様々な機能を生かして、施設全体で利用者の生活を援助します。

### (2) サービス利用に当たっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡：あらかじめご利用者と相談し連絡致します。行事等を実施する時は通常送迎時間と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ② 体調確認：送迎車を利用される際や施設に到着した際に、ご利用者の状態を把握し体調を確認します。
- ③ 健康上の理由による中止
  - ・ 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
  - ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止をすることがあります。その場合ご家族に連絡の上適切に対応します。
  - ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- ④ 食事のキャンセル：食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
- ⑤ 時間変更：ケアプランに基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方はご相談ください。

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 7 非常災害対策

- ・防災の対応：消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者が参加する消火・通報、避難訓練を年間計画で実施します。

## 8 衛生管理

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。

## 9 業務継続計画

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ・定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10 ハラスメント防止

- ・介護現場で働く職員の安全確保と安心して、働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント対策を行います。
  - ・事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の行為は組織として許容しません。
- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為



② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ・事業所において、従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修を定期的実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

### 1 1 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。

### 1 2 サービス内容に関する苦情

地域密着型通所介護に関する相談、要望、苦情等は相談窓口担当か下記窓口までお申し込みください。

担当：佐藤 なおみ

電話：019-651-1017 FAX：019-651-1023

受付時間 午前9時～午後5時（月～金曜日）

当事業所以外に、各自治体の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

盛岡市介護保険課

電話：019-651-4111

岩手県国民健康保険団体連合会保険介護課

電話：019-604-6700

### 1 3 事業所の概要

法人名称	有限会社 言葉のかけ橋
代表者	代表取締役 佐藤なおみ
法人本部所在地	岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目13-15（〒020-0871）
電話番号	019-651-1017
法人設立	平成17年7月7日
施設等（種別）	デイサービス 言葉のかけ橋（地域密着型通所介護事業所） デイサービス 言葉のかけ橋（介護予防通所介護事業所） ケアプラン 言葉のかけ橋（居宅介護支援事業所）

# 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業重要事項説明書

## デイサービス 言葉のかけ橋

有限会社 言葉のかけ橋

### 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話：019-651-1017

担 当：佐藤 誠一

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

### 2 当施設の概要

#### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	デイサービス 言葉のかけ橋 有限会社 言葉のかけ橋
施設所在地	岩手県盛岡市中ノ橋通1-13-15(〒020-0871)
介護保険指定番号	0370102436
サービスを提供する対象地域	盛岡市（玉山区を除く）

※ 上記地域以外の方でもご相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制

令和6年4月1日現在

職種	常 勤	非常勤	計
管理者	1名※		1名
生活相談員	3名※		3名
機能訓練指導員	2名(2名※)	2名	4名
看護職員		3名	3名
介護職員	4名(3名※)		4名

※ 事業所内他職種と兼務

### (3) 設備概要

定員	18名	静養室	1室
機能訓練室兼 食堂	58.1㎡	相談室	1室
浴室	あり	送迎車	3台

### (4) 営業時間

月～金曜日 (祝日営業)	午前9時00分～午後5時
-----------------	--------------

※ 土・日曜日および以下の休業日はお休みです（変更となる場合があります。）

夏季休業 8月13日～16日 冬季休業 12月30日～1月3日

## 3 サービス内容

「介護予防サービス・支援計画書」に沿って、「通所型サービス計画」を作成し、次のようなサービスを提供します。

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。送迎エリア外の利用者はご相談ください。
- ② 食事：調理員が作成する献立を提供いたします。また、口腔機能に合わせた食事形態で提供します。治療食等にご相談ください。
- ③ 機能訓練：介護計画に沿って、機能訓練室等において体力や機能の低下を防ぐため、および日常生活に必要な基本動作訓練等を行います。
- ④ 趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。
- ⑤ 生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き関係等に関する相談、助言を行います。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

当事業所と利用者との間での契約後、サービスの提供を開始します。

※ 介護予防サービス・支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
サービスを終了する日の**1週間前**までに文書でお申し出ください。
- ② 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・ 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ③ その他
  - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により当事業所を閉鎖または縮小する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・利用者がサービス料金の支払を**1ヶ月以上遅延**し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず**15日以内**に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により**3ヶ月以上**にわたってサービスが利用できない状況であることが明らかになった場合、または利用者やご家族等が当事業所や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## 5 当デイサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

事業の実施にあつては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。施設の持つ様々な機能を生かして、施設全体で利用者の生活を援助します。

### (2) サービス利用に当たっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡：あらかじめご利用者と相談し連絡致します。行事等を実施する時は通常送迎時間と異なる場合がありますのでご注意ください。
- ② 体調確認：送迎車を利用される際や施設に到着した際に、ご利用者の状態を把握し体調を確認します。
- ③ 健康上の理由による中止
  - ・風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
  - ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止をすることがあります。その場合ご家族に連絡の上適切に対応します。
  - ・ご利用中に体調が悪くなった場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- ④ 食事のキャンセル：食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。
- ⑤ 時間変更：ケアプランに基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方はご相談ください。

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

## 7 非常災害対策

- ・防災の対応：消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員および利用者参加する消火・通報、避難訓練を年間計画で実施します。

## 8 衛生管理

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。

## 9 業務継続計画

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10 ハラスメント防止

- ・介護現場で働く職員の安全確保と安心して、働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント対策を行います。
  - ・事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の行為は組織として許容しません。
- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ・事業所において、従業員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修を定期的実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

### 1.1 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置を行います。

### 1.2 サービス内容に関する苦情

通所型サービス事業に関する相談、要望、苦情等は相談窓口担当か下記窓口までお申し込みください。

担当：佐藤 なおみ

電話：019-651-1017 FAX：019-651-1023

受付時間 午前9時～午後5時（月～金曜日）

当事業所以外に、各自治体の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

盛岡市介護保険課 電話：019-651-4111

岩手県国民健康保険団体連合会保険介護課 電話：019-604-6700

### 1.3 事業所の概要

法人名称	有限会社 言葉のかけ橋
代表者	代表取締役 佐藤なおみ
法人本部所在地	岩手県盛岡市中ノ橋通1丁目13-15（〒020-0871）
電話番号	019-651-1017
法人設立	平成17年7月7日
施設等（種別）	デイサービス 言葉のかけ橋（通所型サービス事業所） 同（地域密着型通所介護事業所） ケアプラン 言葉のかけ橋（居宅介護支援事業所）